

令和 2 年 度  
( 2 0 2 0 年 度 )

定 期 監 査 ( 前 期 ) 結 果 報 告

高崎市監査委員



第 3 0 2 - 5 号  
令和 3 年 2 月 5 日

高崎市長 富岡 賢治 様  
高崎市議会議長 渡邊 幹治 様  
高崎市教育委員会教育長 飯野 眞幸 様

高崎市監査委員 田口 幸夫  
同 折田 慶太  
同 根岸 赴夫  
同 大竹 隆一

監査の結果報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり提出します。

# 監査結果報告書

## 第1 監査の期間

令和2年10月1日から令和2年12月22日まで

## 第2 監査の対象

### 1 商工観光部

産業政策課、商工振興課、観光課

### 2 箕郷支所

地域振興課、税務課、市民福祉課、産業課、建設課

### 3 教育委員会事務局教育部

教育総務課、社会教育課、文化財保護課、中央公民館、中央図書館、  
教職員課、学校教育課、健康教育課、教育センター、高崎経済大学附属高等学校

## 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適切かつ効率的に行われているかを主眼として、あらかじめ提出された資料を基に関係者に説明を求め、関係諸帳簿等を調査するとともに、前回の定期監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

## 第4 監査の結果

監査対象となった事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。  
なお、軽微な事項については口頭で指導したので、記載は省略した。  
各課の監査の結果については、次に記述するとおりである。

### 1 商工観光部

#### (1) 産業政策課

指摘する事項はなかった。

#### (2) 商工振興課

指摘する事項はなかった。

#### (3) 観光課

指摘する事項はなかった。

### 2 箕郷支所

#### (1) 地域振興課

指摘する事項はなかった。

#### (2) 税務課

指摘する事項はなかった。

- (3) 市民福祉課  
指摘する事項はなかった。
- (4) 産業課  
指摘する事項はなかった。
- (5) 建設課  
指摘する事項はなかった。

### 3 教育委員会事務局教育部

- (1) 教育総務課  
指摘する事項はなかった。
- (2) 社会教育課  
指摘する事項はなかった。
- (3) 文化財保護課  
指摘する事項はなかった。
- (4) 中央公民館  
指摘する事項はなかった。
- (5) 中央図書館  
指摘する事項はなかった。
- (6) 教職員課  
指摘する事項はなかった。
- (7) 学校教育課  
指摘する事項はなかった。
- (8) 健康教育課  
指摘する事項はなかった。
- (9) 教育センター  
指摘する事項はなかった。
- (10) 高崎経済大学附属高等学校  
指摘する事項はなかった。